

# 新三重県建設産業活性化 プラン

平成 29 年 4 月  
三 重 県

## はじめに

地域経済を取り巻く環境は依然厳しく、人口減少・高齢化がますます加速する中で、地域の活力低下が懸念されています。また、近い将来発生が危惧される大規模地震やそれに伴う津波、年々厳しさを増す風水害への備えが必要です。

こうした課題をふまえ、平成28年4月に策定した「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」において、県民の皆さんの命や生活に甚大な影響を及ぼす災害の発生に備えるため、地震・津波や風水害などの防災対策に取り組むとともに、県民の皆さんの利便性や安定した生活の確保、国内外との交流や地域の経済活動の活性化のための基盤整備に取り組むこととしています。

建設業は、これら県民の皆さんに必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、災害時の安全・安心の確保や地域の雇用の創出など、重要な役割を担っています。しかしながら、就業者の高齢化、若年就業者の減少が進行しており、建設企業の経営環境は厳しい状況となっています。

そこで、新たに受注者目線で課題をとらえ、建設業の将来のめざす姿を見据え、建設業の活性化が実感できることをめざして、平成31年度までの「新三重県建設産業活性化プラン」をとりまとめました。

今後も引き続き、建設業界と県が取組を進め、地域の建設業が活性化し、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを着実に進め、命と暮らしの安全・安心の確保、地域経済の躍動に努めていきたいと考えています。

平成29年4月



三重県知事 鈴木 英敬

## 新三重県建設産業活性化プラン

1	策定趣旨 .....	1
2	新三重県建設産業活性化プラン取組方針 .....	1
3	計画期間 .....	1
4	将来ビジョン .....	1
5	建設業のめざすべき姿 .....	2
6	建設業をとりまく現状 .....	5
7	めざすべき建設企業像 .....	19
8	具体的な取組 .....	22
9	新三重県建設産業活性化プランの推進 .....	40

## 1 策定趣旨

普段、通行している道路や、洪水を防ぐ河川堤防の整備などは、建設業が担っています。これらの社会資本を整備し、適切に維持管理をすることで、物流の高度化や洪水・浸水の被害の軽減など、その機能が発揮され、県民の皆さんの安全・安心で快適な生活、高度な経済活動が成り立っています。

これまで質の高い社会資本を整備し、維持修繕を行ってきたのが優良な建設業であり、今後も社会資本の整備、維持修繕は地域の建設業が担うこととなります。

また、地域の建設業は東日本大震災や熊本地震などの災害時に、道路啓開や応急対応などにあたり、緊急物資の輸送や二次災害の防止に貢献しました。

このように、将来にわたり重要な役割を担い、必要とされる建設業ですが、計画的・安定的な受注ができないなど、建設企業を経営していくことが困難な状況となっています。

そのため、建設業の活性化が実感できることをめざして、「新三重県建設産業活性化プラン」を策定します。

## 2 新三重県建設産業活性化プラン取組方針

建設業の活性化のためには、すべての建設企業の自助努力が不可欠ですが、建設企業が取り組むことのできない入札・契約制度の改善を中心に県が本プランに基づき、活性化に向けた取組を進めます。

## 3 計画期間

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の期間と合わせて、平成 31 年度までとします。

## 4 将来ビジョン

建設業の将来ビジョンを、引き続き、「技術力を持ち地域に貢献できる建設業～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～」とし、その実現に向けて取組を推進します。

将来ビジョン

**技術力を持ち地域に貢献できる建設業**  
～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

## 5 建設業のめざすべき姿

### (1) 社会資本の整備と維持修繕を担う建設業

建設業は、良質な社会資本を提供するとともに、高度経済成長期に整備され、老朽化が進む社会資本を適切に維持し、品質・機能を確保する役割を果たします。そのために、若年者等の技術者・技能者を確保し、公共工事の品質を確保できる確かな技術・技能を将来にわたり維持・継承できることをめざします。



一般国道 477 号四日市湯の山道路  
(菰野町)



一級河川 木津川  
(伊賀市)



重要港湾 津松阪港 (津市)



道路の除雪作業 (いなべ市)

## (2) 地域の安全・安心を担う建設業

建設業は、局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生が危惧される中で、災害発生時における復旧・復興という重要な役割を果たします。そのために、発災後に迅速に復旧・復興作業に対応できる能力を持ち続け、地域の安全確保に欠かせない建設企業として存在することをめざします。

### ● 近年の災害における建設業の対応状況 ～平成 28 年台風 16 号災害ほか～

平成 28 年は台風 16 号などの豪雨により、桑名建設事務所管内一般国道 421 号において、法面崩壊が発生し、車道に土砂が流出しました。また、熊野建設事務所管内においても、一般国道 169 号で法面崩壊が発生し、通行不能となりましたが、応急工事により短期間で復旧しました。

このように、近年、豪雨・台風による災害は度々発生していますが、その都度、地域の建設業が迅速に対応し、早期の復旧に寄与しています。

#### 地域の建設業の災害対応



一般国道 421 号 被災状況



一般国道 421 号 応急対応状況



一般国道 169 号 被災状況

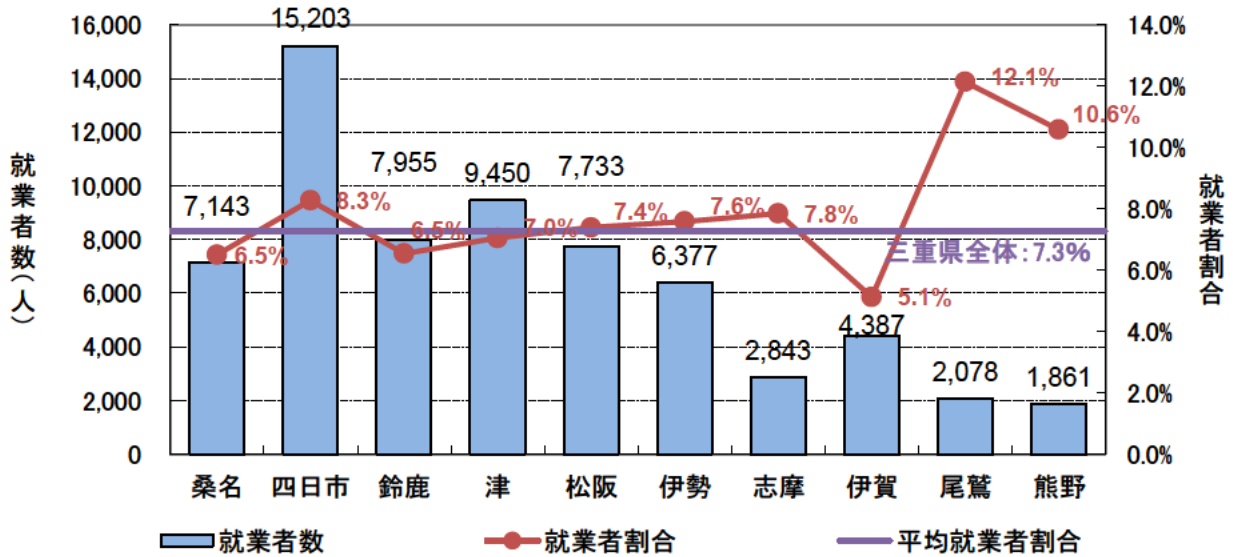


一般国道 169 号 応急対応状況



### (3) 地域の雇用に貢献する建設業

建設業は、地域の産業として、雇用を確保し経済活動を支えるという重要な役割を果たします。そのために、地域の人たちを継続的に雇用できる安定した経営基盤を確立し、将来にわたって存続できることをめざします。



出典：総務省 国勢調査

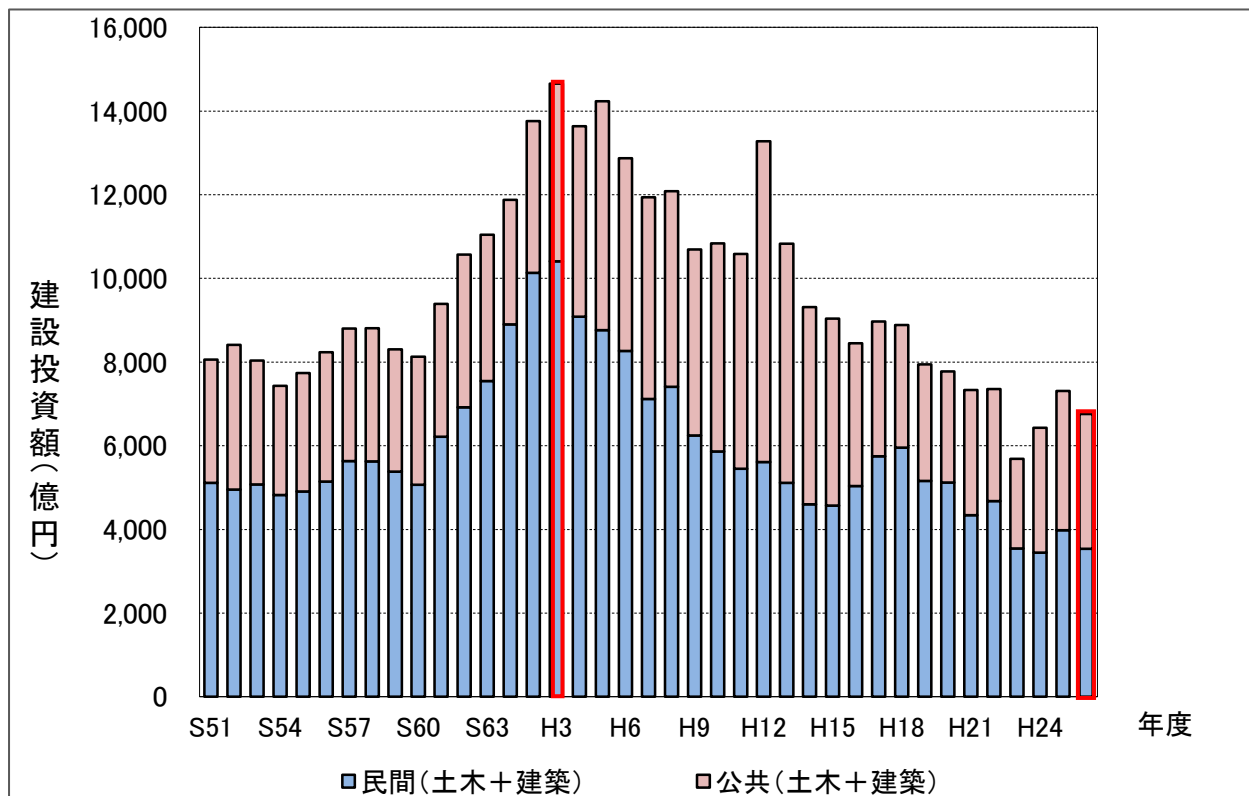
図 1. 地域別建設業への就業者数と割合

## 6 建設業をとりまく現状

### (1) 確かな技術力を持つ建設企業

#### 1. 県内における建設投資

県内の建設投資は、平成3年度の1兆4,658億円をピークに減少しており、平成26年度には6,761億円とピーク時の半分以下となっています。



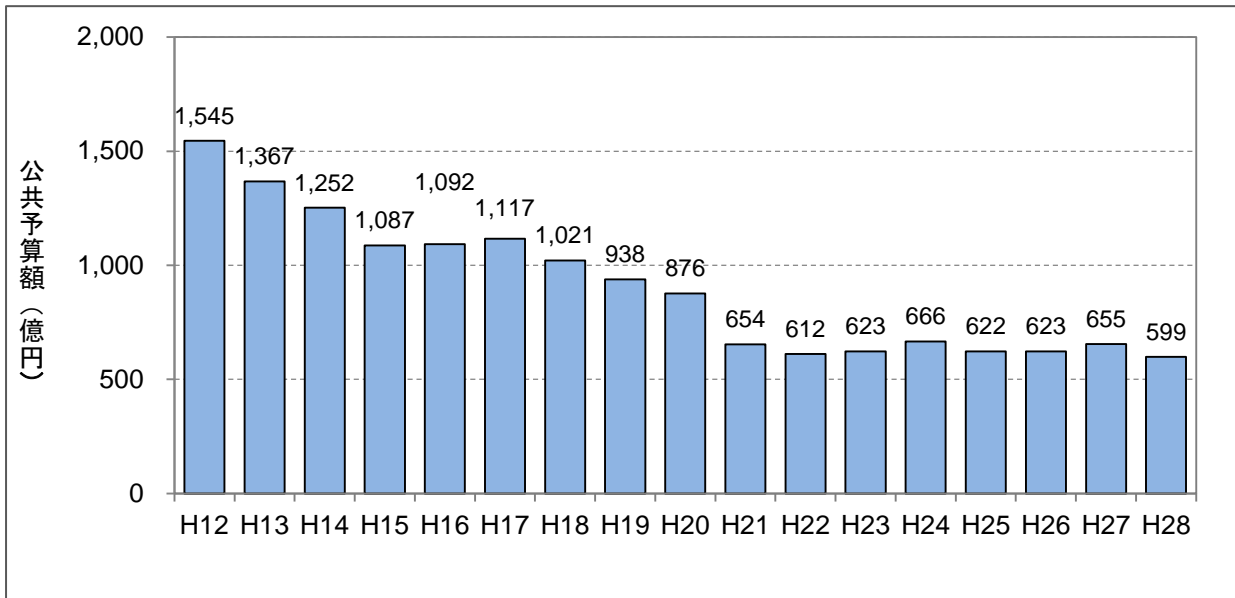
出典：国土交通省 建設総合統計

図 2. 県内における建設投資額（公共投資及び民間投資）



## 2. 三重県における公共予算額

本県の公共予算額は、平成12年度の1,545億円をピークに減少しており、平成28年度は599億円とピーク時の約40%となっています。



出典：三重県県土整備部

図 3. 県における公共予算額の推移

## 3. 国土交通省発注工事における受注状況

平成27年度の国土交通省の発注した三重県内の建設企業が参加可能な工事（一般土木）は、約198億円でしたが、三重県内の建設企業がすべて受注しているわけではなく、約24%（約47億円）の工事は三重県外の建設企業が受注しています。

表 1. 国土交通省発注工事における受注状況

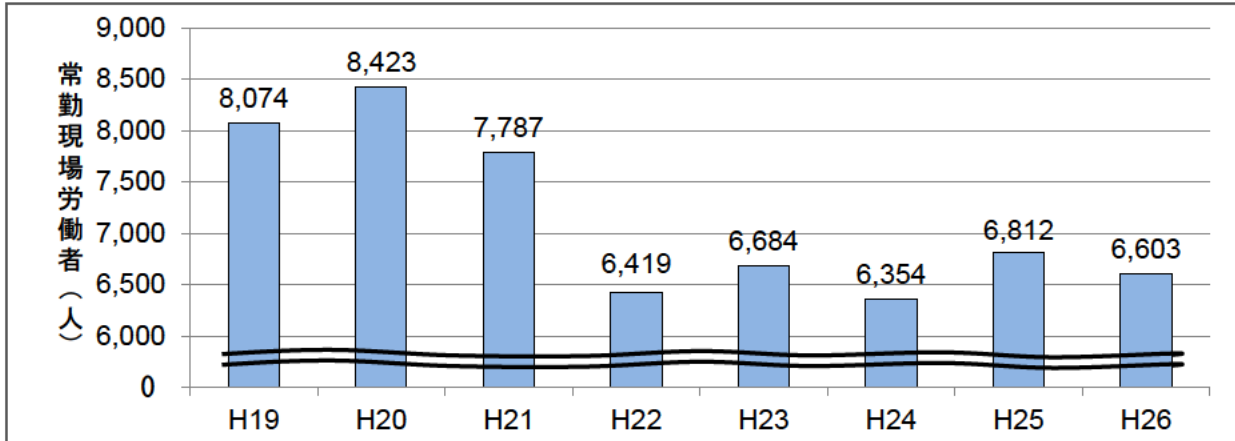
（百万円）

三重県内の建設企業が受注した金額		他県の建設企業が受注した金額		合計
このうち、施工箇所が三重県内	このうち、施工箇所が三重県外	このうち、施工箇所が三重県内	このうち、施工箇所が三重県外	
15,159	0	2,604	2,075	19,838

出典：国土交通省 入札・契約情報

#### 4. 三重県の常勤現場労働者の推移

三重県内の常勤の現場労働者は、平成20年度に約8,400人であったのに対し、平成26年度には約6,600人まで減少しています。

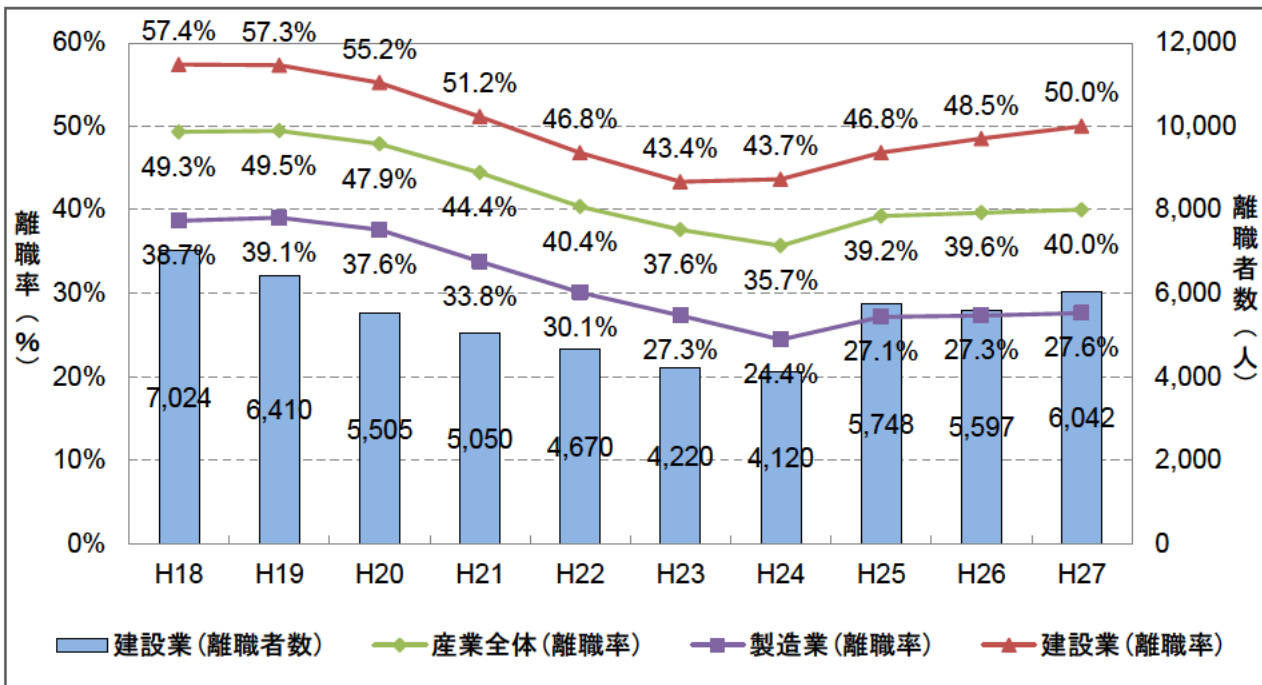


出典：国土交通省 建設工事施工統計調査

図 4. 三重県の常勤現場労働者の推移

#### 5. 新規高校卒業者の産業別離職状況

建設業に就労した新規高校卒業者の約半数が3年以内に離職しています。

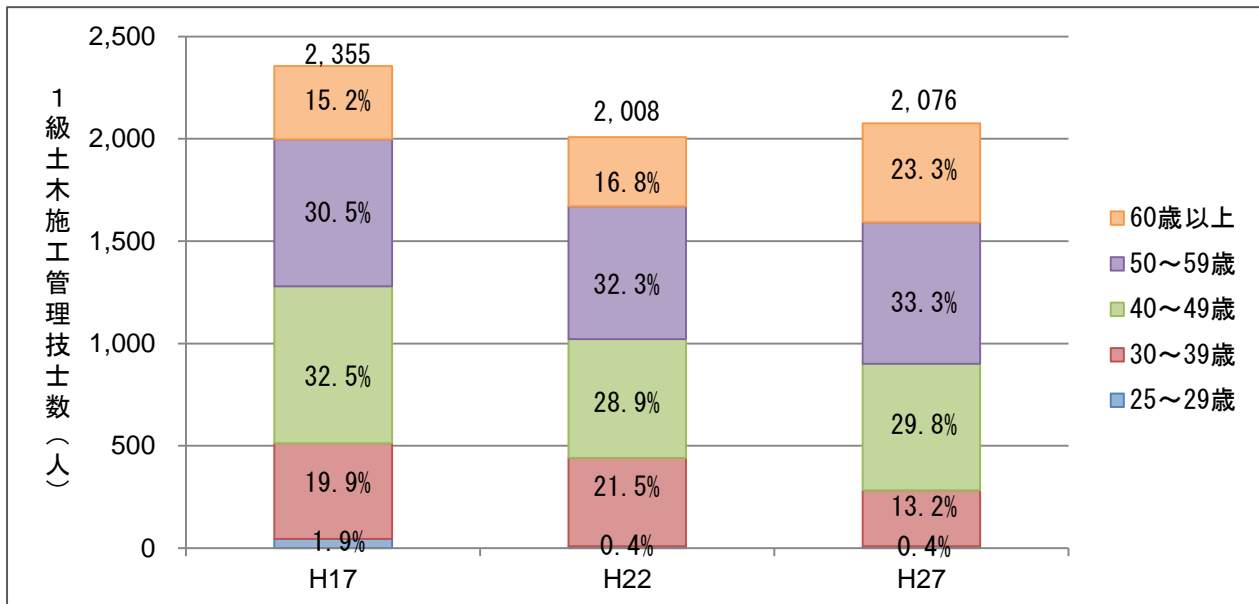


出典：厚生労働省「新規学校卒業就職者・離職状況調査結果」

図 5. 新規高校卒業者の産業別離職状況（3年目までの離職率）

## 6. 1級土木施工管理技士の年齢構成

県内の1級土木施工管理技士のうち、39歳以下の1級土木施工管理技士が占める割合は、平成17年度は全体の約22%でしたが、平成27年度は約14%まで低下しました。



出典：三重県土木施工管理技士会

図 6. 1級土木施工管理技士の年齢分布

## 7. 総合評価方式における配置予定技術者の平均年齢

平成27年度に県が総合評価方式で発注した工事の配置予定技術者の平均年齢は約49歳であり、若手技術者が工事を担当する機会が減少しています。

表 2. 総合評価方式工事における配置予定技術者の平均年齢

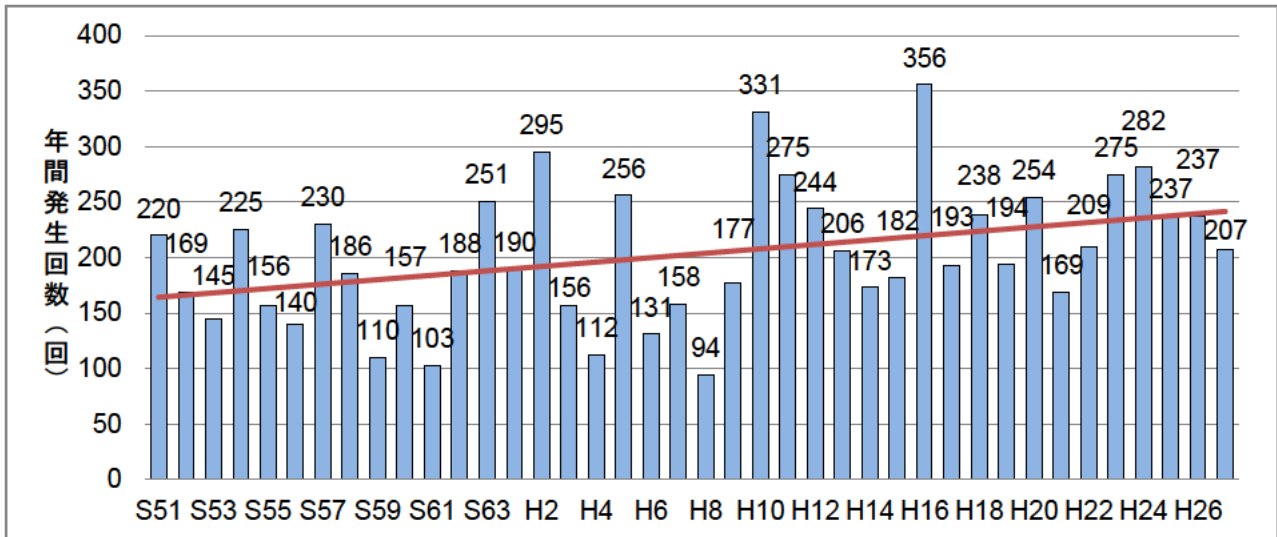
総合評価方式による入札件数	平均年齢
296	49.1

出典：三重県県土整備部

## (2) 地域に必要とされる建設企業

### 1. 大規模災害

近年は局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生も危惧されています。時間 50 mm 以上の豪雨の発生回数は、30 年前と直近 10 年を比べると約 1.25 倍です。南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率は 70%程度とされています。



出典：気象庁

図 7. 1時間降水量 50mm以上の年間発生回数

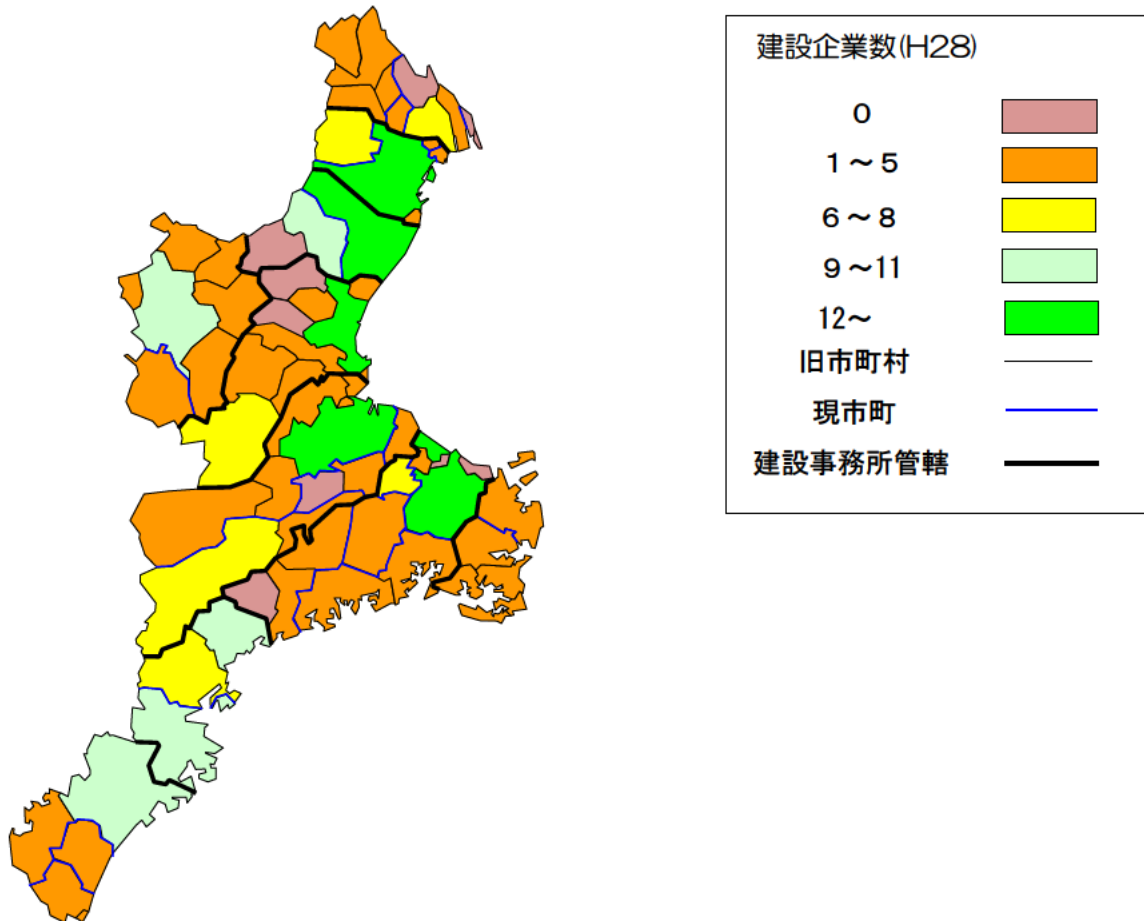
表 3. 南海トラフ地震発生確率

領域	規模	30年発生確率
南海トラフ	M8～M9クラス	60～70%

出典：文部科学省 地震調査研究推進本部

## 2. 災害協定を締結しているA・Bランク建設企業の分布

災害協定を締結しているA・Bランク建設企業の分布を旧市町村別に見ると、平成28年度において旧9町村で災害対応空白地が発生しています。



出典：三重県県土整備部

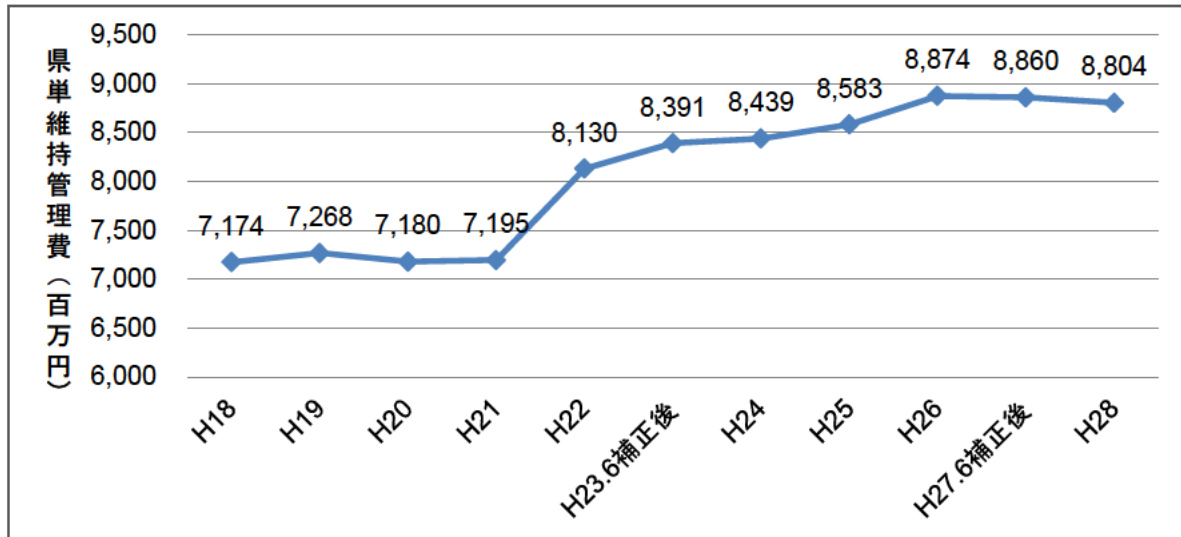
図 8. 災害協定を締結しているA・Bランク建設企業の分布

### 災害協定を締結しているA・Bランク建設企業不在の旧市町村

【H28】 木曾岬町、(旧)多度町、(旧)関町、(旧)芸濃町、(旧)美里村  
(旧)勢和村、(旧)御園村、(旧)二見町、(旧)大内山村

### 3. 県土整備部の県単維持管理費の推移

県土整備部の維持管理費は、平成 18 年度は約 72 億円でしたが、平成 28 年度は約 88 億円に増加しています。



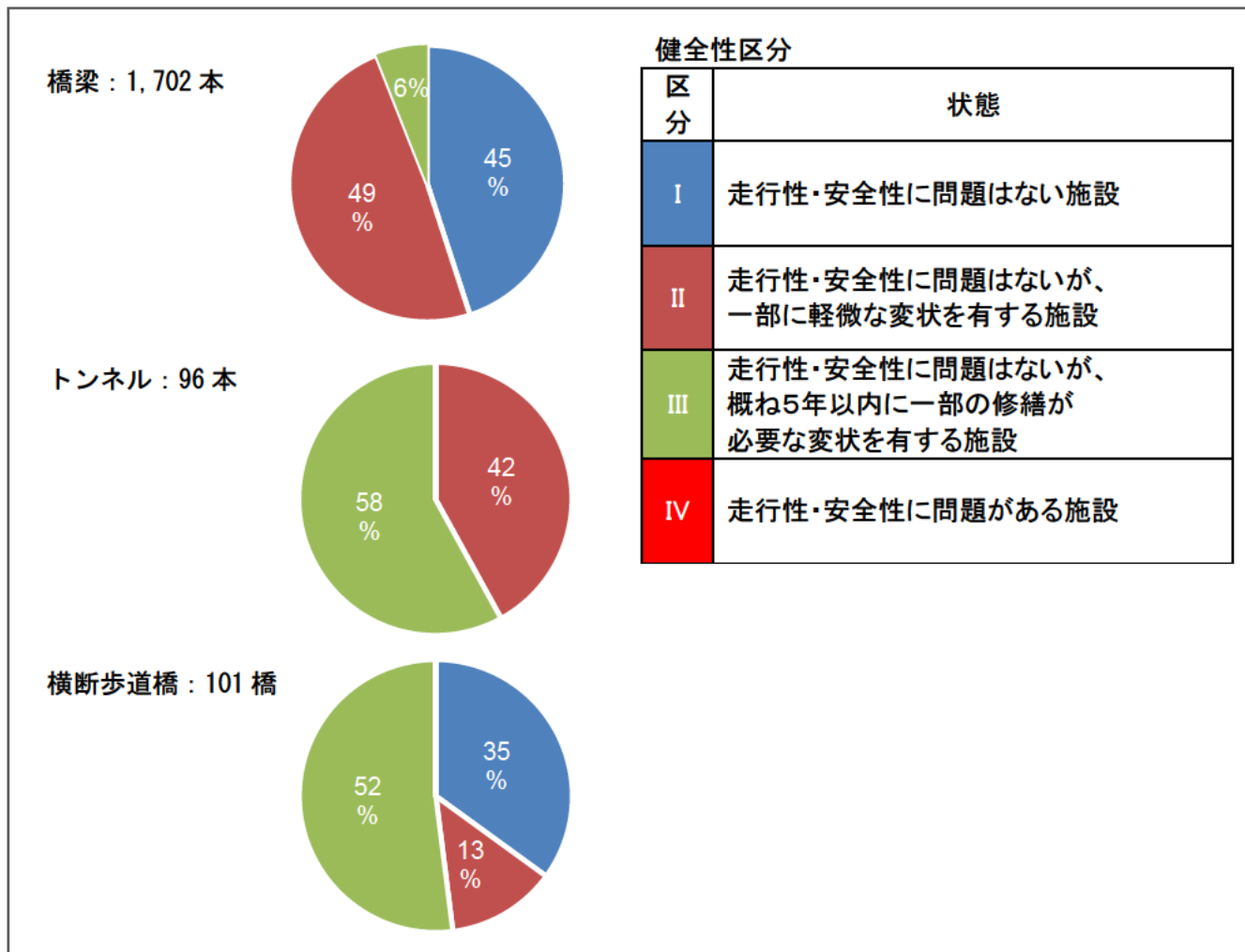
出典：三重県県土整備部

図 9. 県土整備部の県単維持管理費の推移



#### 4. 道路施設の定期点検

平成 26、27 年度に実施した道路施設の点検結果において、概ね 5 年以内に修繕が必要な施設の割合は、橋梁では全体の約 6%、トンネルでは約 58%、横断歩道橋では約 52% であり、継続的な維持修繕が必要な状況です。



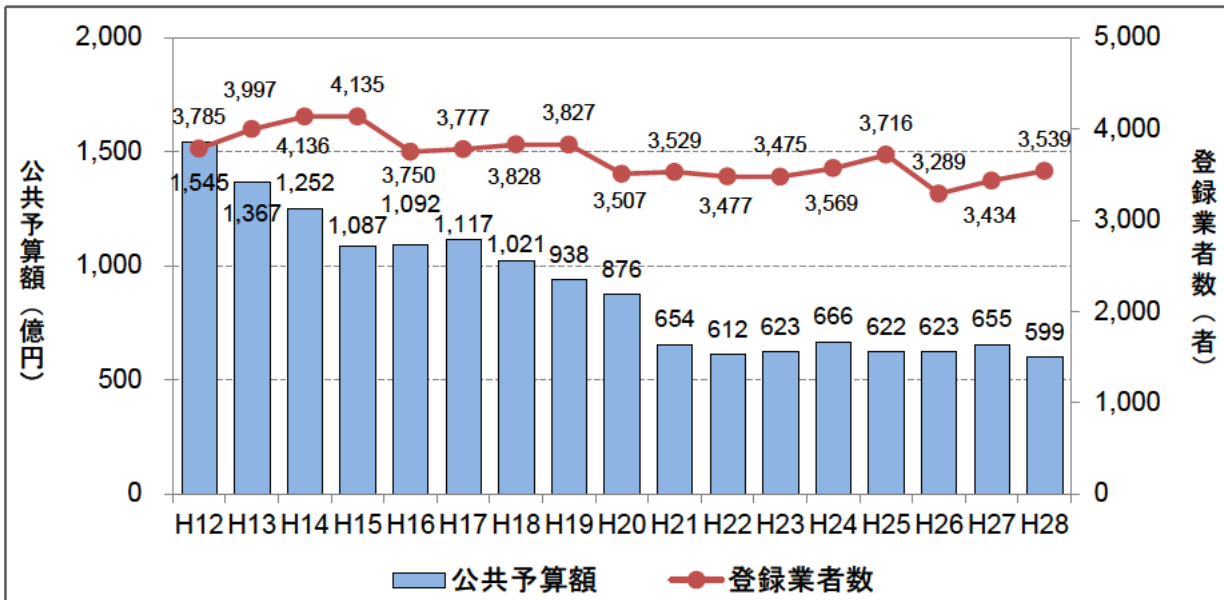
出典：三重県県土整備部

図 10. 道路施設の定期点検結果

### (3) 未来に存続する建設企業

#### 1. 県の入札参加資格登録業者数

本県の入札参加資格登録業者は、当初予算額がピークであった平成12年度と比べ平成28年度では6%程度の減少にとどまっており、過剰供給構造となっています。

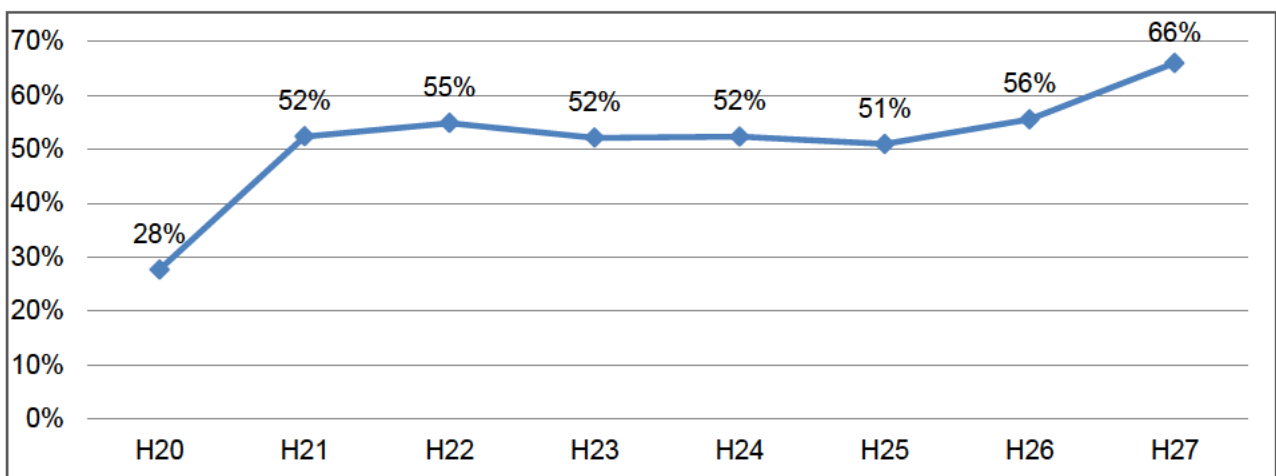


出典：三重県県土整備部

図 11. 県による公共予算額と入札参加資格登録業者数

#### 2. くじ引きによる落札割合

価格競争では、約66%の入札においてくじ引きによる落札が発生している状況です。



出典：三重県県土整備部

図 12. 価格競争におけるくじ引きによる落札割合

### 3. 県内建設企業の落札状況

平成 27 年度の県土整備部・農林水産部の土木一式工事において、入札参加建設企業の約 42%が工事を受注できませんでした。

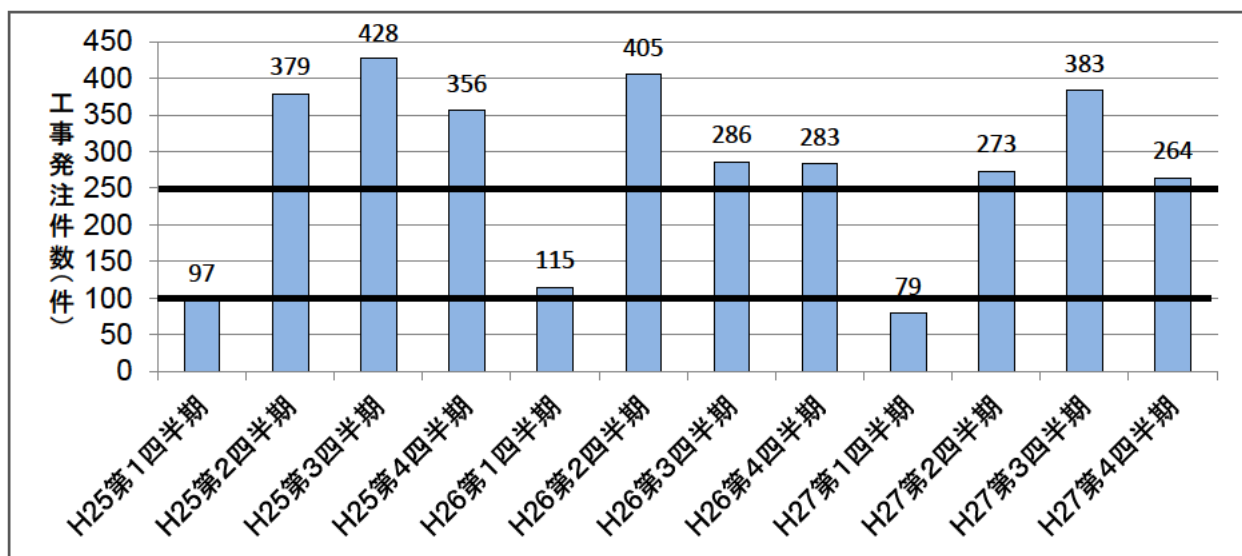
表 4. 県内 A、B ランク建設企業の落札状況（土木一式工事）

	登録業者数	入札参加業者数 <a>	受注業者数 <b>	受注機会 <b> / <a> (%)
A ランク	211	196	131	66.8
B ランク	212	177	85	48.0
計	423	373	216	57.9

出典：三重県県土整備部

### 4. 四半期ごとの工事発注件数

県土整備部の発注件数について、各四半期ごとの発注件数の差は近年では縮まっているものの、第 1 四半期では 100 件前後であるのに対し、第 2～4 四半期ではいずれの期間においても 250 件以上となっています。

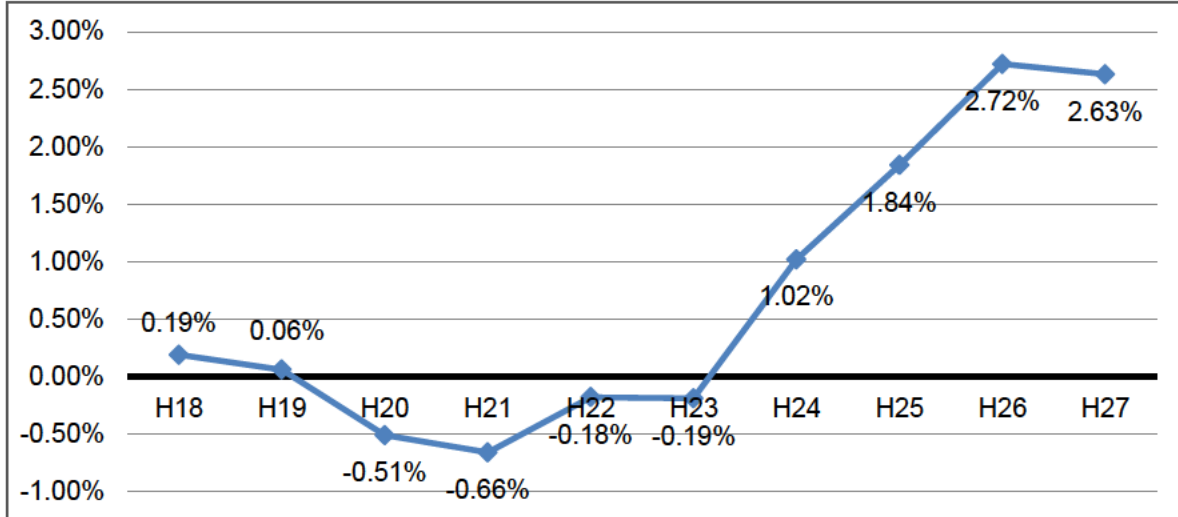


出典：三重県県土整備部

図 13. 工事発注件数の推移

## 5. 本県の建設業の売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の建設企業）

建設業の売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の建設企業）は、平成26年度は2.72%（過去最高値）でしたが、平成27年度は2.63%に低下しました。



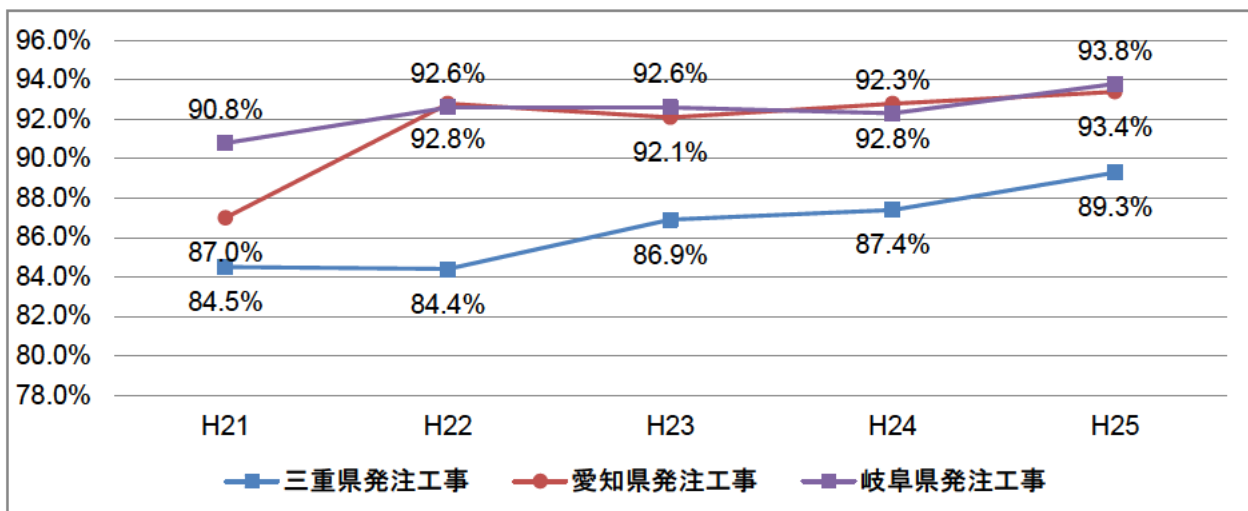
出典：東日本建設業保証株式会社

図 14. 本県の建設業の売上高経常利益率の平均値

（売上高1億円以上の建設企業）

## 6. 工事落札率

平成25年度の三重県における工事落札率が平均89.3%であるのに対し、近隣県は93%以上であり、三重県の工事落札率は近隣県より低い状況です。



出典：三重県県土整備部

図 15. 工事落札率の推移

## 7. 労働者の賃金

三重県の公共工事設計労務単価は、主要 11 職種において平成 25 年度に比べ平成 27 年度で約 10%上昇していますが、大工や左官の賃金は聞き取り調査では約 1%しか上昇していません。

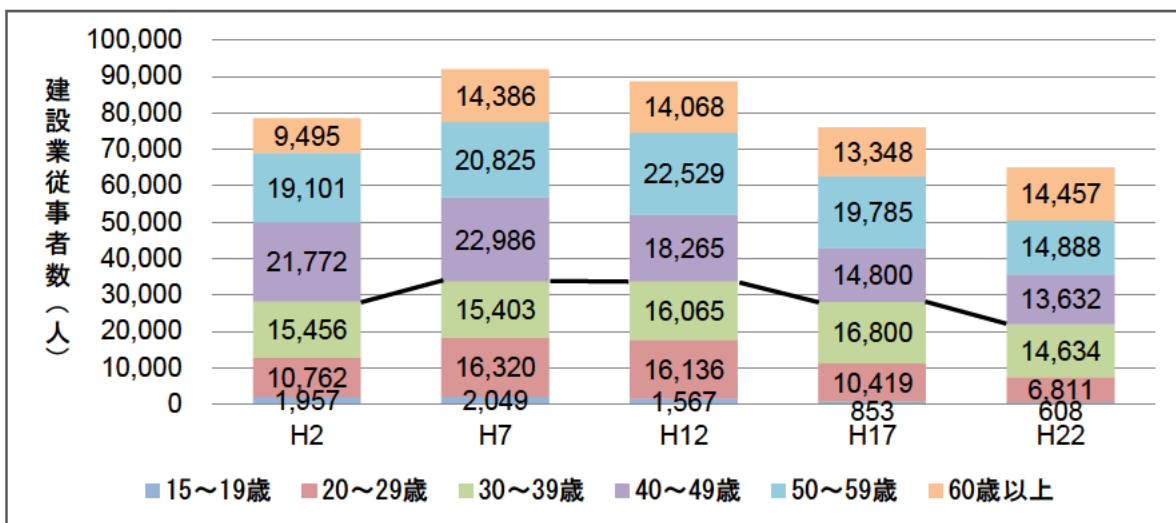
表 5. 県の公共工事労務単価と聞き取り調査の結果

職種	公共工事設計労務単価		備考 (H25:H27 比較)	聞き取り調査		備考 (H25:H27 比較)
	H25	H27		H25	H27	
特殊作業員	18,000	19,500	108.3%			
普通作業員	14,900	16,900	113.4%			
軽作業員	11,200	12,600	112.5%			
とび工	20,200	23,000	113.9%			
鉄筋工	18,600	21,100	113.4%			
特殊運転手	17,500	18,900	108.0%			
一般運転手	16,000	17,400	108.8%			
型わく工	18,600	21,100	113.4%			
大工	20,300	22,900	112.8%	15,105	15,355	101.7%
左官	17,900	20,400	114.0%	13,999	14,099	100.7%
交通誘導員A	10,000	11,600	116.0%			
交通誘導員B	8,700	10,000	114.9%			

出典：三重県建設労働組合  
三重県県土整備部

## 8. 建設業従事者数

建設業の従事者は減少しており、特に本県の 39 歳以下の就業者数は、平成 17 年の約 28,000 人に比べ、平成 22 年は約 22,000 人と著しく減少しています。



出典：総務省 国勢調査

図 16. 建設業従事者数の推移

### 9. 県立高等学校（全日制）における土木・建築系学科設置高等学校数

県立高等学校において、従来から土木・建築系学科がなかった東紀州地域に加え、伊賀地域においても土木・建築系の学科がなくなっています。

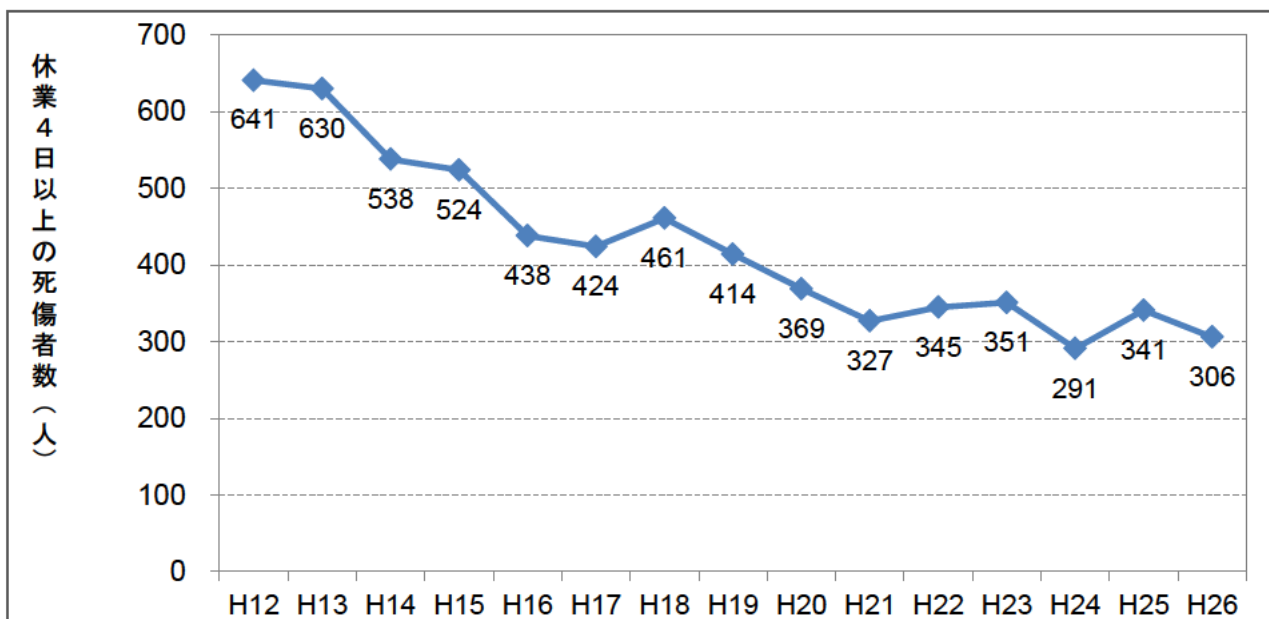
表 6. 県立高等学校（全日制）における土木・建築系学科設置高等学校数

	土木・建築系学科高等学校数 ※（）内は学科数	
	平成 16 年度	平成 28 年度
北勢地域	2（2）	2（2）
中勢地域	2（3）	2（2）
南勢地域	1（1）	1（1）
伊勢志摩地域	1（1）	1（1）
伊賀地域	1（1）	0（0）
東紀州地域	0（0）	0（0）

出典：三重県教育委員会 HP

### 10. 建設業の死傷者数

休業4日以上の死傷者数は年々減少しているものの、建設現場での事故はニュースなどに大きく取り上げられ、危険な業種として認識されています。



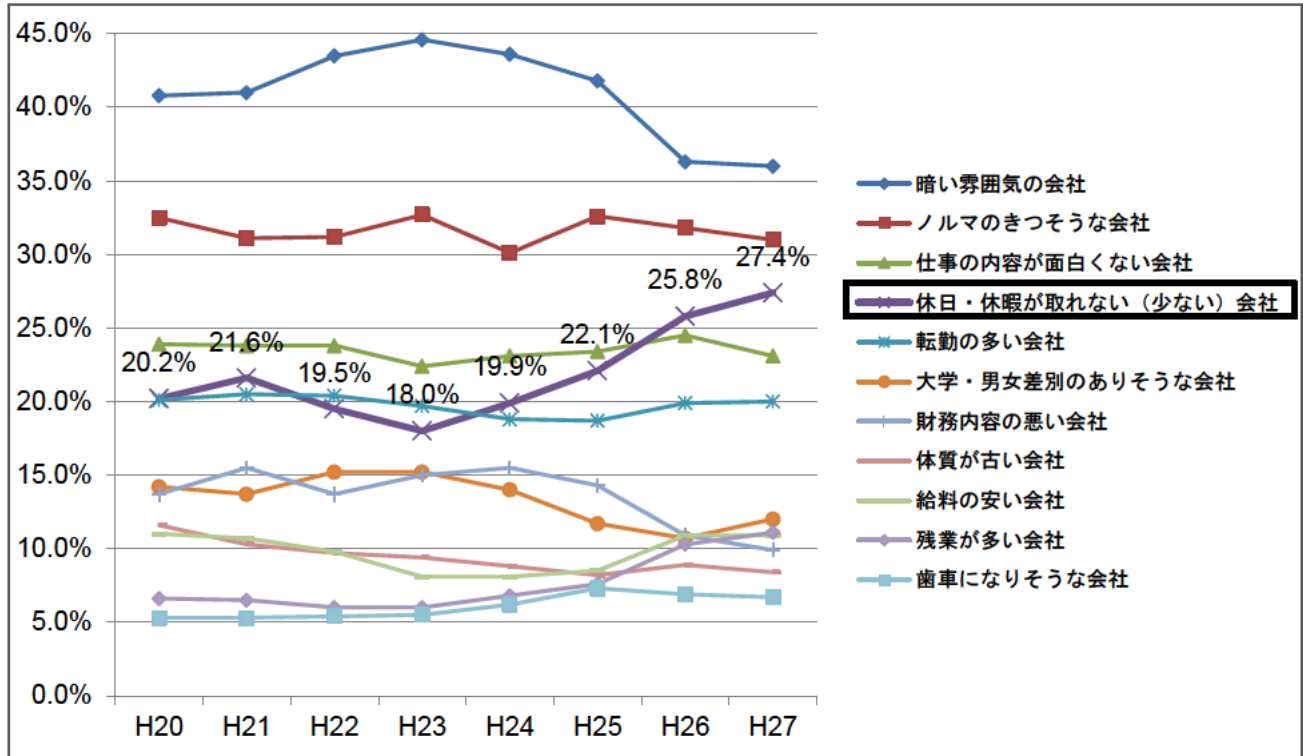
出典：三重労働局

図 17. 建設業の休業4日以上の死傷者数



## 11. 企業に関する大学生へのアンケート

大学生を対象としたアンケートでは、平成24年度から、行きたくない会社として、「休日が少ない会社」と回答する学生の割合が年々高くなっています。

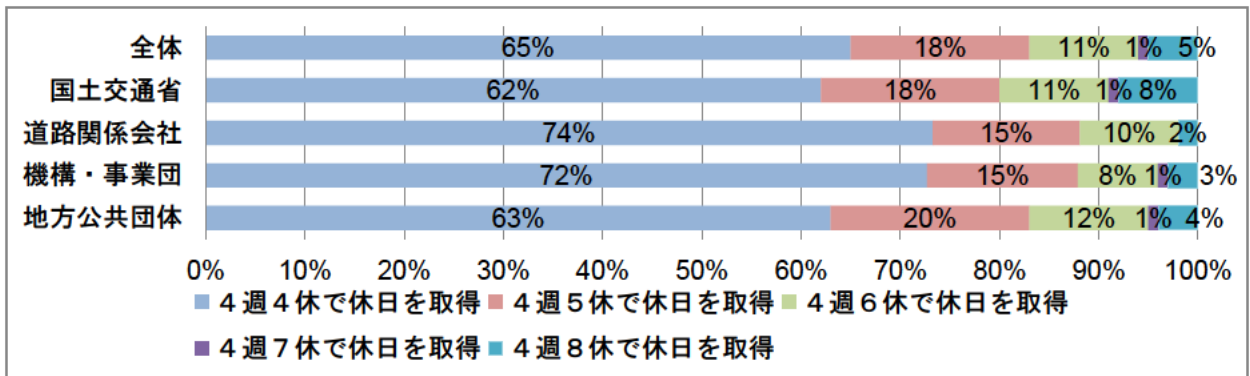


出典：株式会社 マイナビ 大学生就職意識調査

図 18. 行きたくない会社アンケート

## 12. 公共工事における休暇の取得状況

公共工事の約8割の工事は4週4休もしくは4週5休であり、完全週休二日制を実施している工事は5%となっています。



出典：一般社団法人 日本建設業連合会

図 19. 公共工事における休暇の取得状況

## 7 めざすべき建設企業像

将来ビジョンと建設業のめざすべき姿の実現に向けて、先にあげた現状をふまえ、めざすべき建設企業像とそのために建設企業が解決すべき課題を「技術力」、「地域貢献」、「経営力」の3つのキーワードに区分しました。

また、めざすべき建設企業像の実現に向けた取組の進捗状況を管理するため、それぞれのキーワードに指標を設け、毎年の進捗状況が見えるようにします。

### (1) <技術力> ～確かな技術力を持つ建設企業をめざして～

#### 解決すべき課題

1. 建設投資の減少による工事量の減少に対する対応
2. 国等の県発注工事以外の公共工事を受注するための技術力の向上
3. 新しい技術（建設ICTなど）による生産性の向上
4. 若年就業者等の定着促進
5. 若年就業者の有資格者の増加

- 国などの県発注工事以外の公共工事も受注できる技術力を身に着けます。
- 若年就業者を育成し技術・技能を適切に継承します。

#### 指標及び目標値

工事における若手技術者の登用率 17.5% ⇒ 21%

技術の継承を進めるためには、若手技術者（39歳以下）の活用が必要なことから、若手技術者の配置技術者への登用率を17.5%（H27）から21%にします。

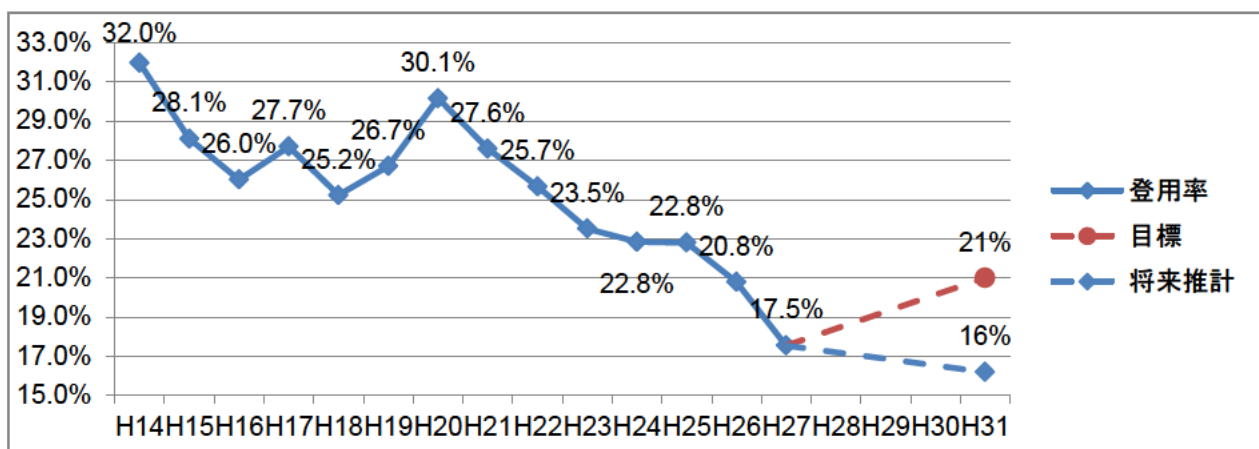


図 20. 工事における若手技術者の登用率

(2) <地域貢献> ~地域に必要とされる建設企業をめざして~

解決すべき課題

1. 局地的な豪雨の頻発等の自然災害から地域を守る
2. 南海トラフ地震等大規模災害に対する準備
3. 災害対応空白地をカバーする体制の構築
4. 社会資本の健全化をめざす
5. 地域に必要な地域貢献の継続
6. 社会的責務を果たす

- 社会資本の安全確保を担うことにより地域住民の生活を守ります。
- 複数の建設企業で協力体制を構築し大規模災害などに備えます。
- 建設企業の特性を生かした地域貢献を通じて、地域の一員としての責任を果たします。

指標及び目標値

維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工率

43.6% ⇒ 53%

社会資本の機能を適正に維持し、継続的に地域を守るためには、維持修繕工事全般を継続的に施工する体制づくりが必要なことから、維持修繕工事全般で地域維持型共同企業体が占める割合を 43.6% (H27) から 53%にします。

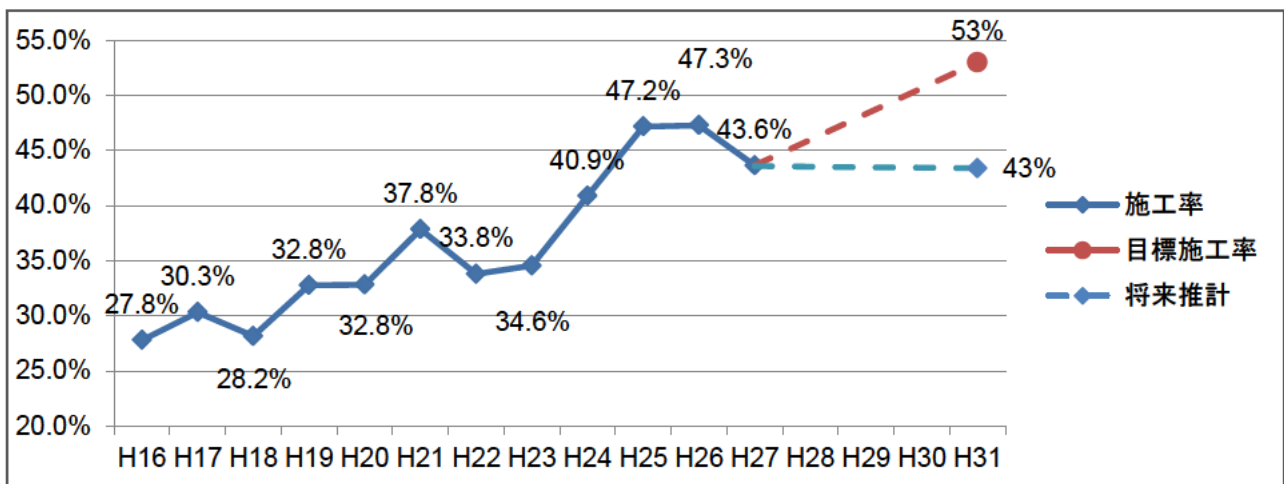


図 21. 維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工率

※平成 26 年度までは全維持修繕契約額に対する雪氷業務委託と小規模業務委託の契約額の割合。  
平成 27 年度は全維持修繕契約額に対する地域維持型業務委託の契約額の割合

(3) <経営力> ~未来に存続する建設企業をめざして~

解決すべき課題

1. 計画的な経営のための情報の入手
2. 効率的な業務に向けた事業連携
3. 受注機会の拡大
4. 第1四半期における閑散期の解消
5. 売上高経常利益率の向上
6. 適正価格での受注の拡大
7. 元請下請関係の改善
8. 継続的な若年者等の確保
9. 労働環境の改善

- 協業化による企業連携を強化し、企業存続をめざします。
- 計画的な受注により、将来につながる経営基盤強化を図ります。
- 適正な利潤が確保される価格での契約により下請企業を含む関連企業に利潤が配分され、業界全体が安定経営できるようにめざします。
- 「土日完全週休二日制」の実施など労働環境の改善を業界全体でめざし、働きやすい職場と人材の確保を図ります。

指標及び目標値

売上高経常利益率 2.63% ⇒ 2.72%

厳しい経営状況におかれている建設業が未来に存続するためには、安定した経営が必要なことから、売上高経常利益率の平均値(売上高1億円以上の建設企業)2.63%(H27)を2.72%にします。

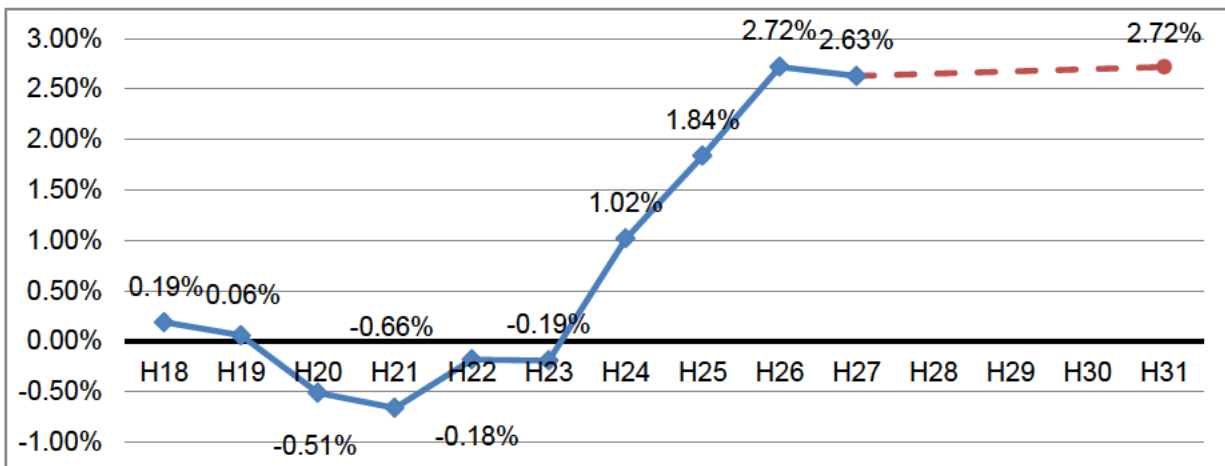


図 22. 県内建設企業の売上高経常利益率

## 8 具体的な取組

### 確かな技術力を持つ建設企業

#### 取組 1 他機関発注工事の受注を可能とする技術力

- 総合評価方式対応力向上の取組
- 国等に対する県内建設企業受注機会拡大の要望
- 生産性向上に向けた取組
- 積算能力の向上の取組

#### 取組 2 技術力向上に向けた取組

- 総合評価方式適用下限価格の引き下げ
- 若年就業者等の定着に向けた計画的な育成・支援
- 技術者・技能者の技術力向上のための研修の支援
- 優良工事の表彰
- 建設キャリアアップシステムの活用の検討
- 総合評価方式における工事成績評価方法の見直し

#### 取組 3 若手技術者が活躍する場の創出

- 若手技術者対象工事の発注
- 熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり

### 地域に必要とされる建設企業

#### 取組 4 建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進

- 地域維持型業務委託の改善と拡大
- 地域維持型工事発注の実施
- 維持修繕を担う企業体の企業間の役割の見直し

#### 取組 5 大規模災害発生後の復旧体制の確立

- ① 災害復旧対応能力維持の取組
  - 災害対応訓練の実施
- ② 災害復旧対応体制維持の取組
  - 地域を支える建設企業の育成

## 取組 6 計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善

- ①計画的・安定的な受注のための取組
  - 地域機関ごとの事業規模の明確化
  - 公共工事の発注見通しの改善
  - 受注機会均等化の取組
- ②建設企業の協業化を進めるための取組
  - 入札参加業者数の改善
  - 管内下請の導入
- ③月別受注量の平準化の取組
  - ゼロ県債・債務負担行為の活用
  - 余裕期間制度の導入と活用

## 取組 7 適正な利潤が確保できる入札制度への改善

- ①工事単位の利益率の向上の取組
  - 適正な予定価格の設定
  - 総合評価方式における価格評価方法の見直し
  - 低入札価格調査制度の改正
  - 現場状況の変化に対応した適切な設計変更
  - 標準工期の見直し
- ②受注者の事務負担等の軽減取組
  - ヒアリングなし型の総合評価方式の拡大
  - 総合評価方式における提出書類の簡素化
  - 電子化の推進
  - 円滑な工程管理に向けた受発注者間等の情報共有
- ③下請企業（技能労働者）の利潤確保
  - 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用
  - 技能労働者の賃金等の調査の実施
  - 重層下請の改善
  - 総合評価方式適用下限価格の引き下げ（再掲）

## 取組 8 入職促進の取組

- 入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援
- 建設業の理解のためのPR

## 取組 9 完全週休二日制など労働環境改善の取組

- 「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大
- 安全な職場環境づくりの促進
- 女性就業者の職場環境の改善



## 確かな技術力を持つ建設企業

### 取組 1 他機関発注工事の受注を可能とする技術力

#### 1-1 総合評価方式対応力向上の取組

県内建設企業が国等の他機関発注工事も受注できる技術力を身につけるため、総合評価方式において、建設企業の技術力や配置予定技術者の技術力を継続して評価するとともに、他機関の総合評価方式の評価項目を参考にして、他機関発注工事の受注拡大につながる評価項目等の見直しを検討します。

#### 1-2 国等に対する県内建設企業受注機会拡大の要望

県内建設企業が国等の工事を受注することができるよう、国等の発注機関に対し、意見交換会等各種会議の中で県内建設企業の積極的な活用を申し入れます。

#### 1-3 生産性向上に向けた取組

現場条件にあった効率的、効果的な施工を行うため、プレキャスト製品の利活用を促進します。

また、建設ICTの活用（土工）についても、建設機械の普及状況や県内建設企業の対応状況等を見つつ、国土交通省の施工事例などから、県の工事においても生産性の向上が図られると判断できる場合には導入します。

#### 1-4 積算能力の向上の取組

工事費積算能力の向上のため、積算参考資料の見直しを実施したうえで、予定価格の事後公表の拡大に取り組みます。

実施スケジュール

取 組 1 ～他機関発注工事の受注を可能とする技術力～					
取組内容	担当課	H28	H29	H30	H31
1-1 総合評価方式対応力向上の取組	公共事業運営課	実施	実施	実施	実施
1-2 国等に対する県内建設企業受注機会拡大の要望	公共事業運営課	実施	実施	実施	実施
1-3 生産性向上に向けた取組	技術管理課	検討	検討	検討	検討
1-4 積算能力の向上の取組	技術管理課 建設業課	検討	試行	試行	試行

## 確かな技術力を持つ建設企業

### 取組 2 技術力向上に向けた取組

#### 2-1 総合評価方式適用下限価格の引き下げ

建設企業が持っている技術力の維持、向上のため、総合評価方式の適用下限価格を引き下げ、総合評価方式の適用範囲を拡大します。

#### 2-2 若年就業者等の定着に向けた計画的な育成・支援

若年就業者等の定着に向け、計画的な育成を図るため、「スキルマップ」に基づいた研修や資格取得などを支援します。

#### 2-3 技術者・技能者の技術力向上のための研修の支援

受注者のニーズをふまえ、技術力の維持・向上に資するよう、(公財)三重県建設技術センターにおける研修の充実を支援します。

#### 2-4 優良工事の表彰

技術者のモチベーションの維持・向上のため、優良な工事を施工した建設企業及び技術者を対象とする優良工事表彰を実施します。

#### 2-5 建設キャリアアップシステムの活用を検討

国が取り組む建設キャリアアップシステムについて、国の取組状況や技能労働者の登録状況の推移を注視し、建設企業の技術力向上に資するよう、活用方法を検討します。

#### 2-6 総合評価方式における工事成績評価方法の見直し

建設企業が持っている技術力を適正に評価するため、総合評価方式における工事成績の評価方法について見直します。

実施スケジュール

取組 2 ～技術力向上に向けた取組～					
取組内容	担当課	H28	H29	H30	H31
2-1 総合評価方式適用下限価格の引き下げ	公共事業運営課	検討	検討	試行	試行
2-2 若年就業者等の定着に向けた計画的な育成・支援	公共事業運営課	実施	実施	実施	実施
2-3 技術者・技能者の技術力向上のための研修の支援	技術管理課	実施	実施	実施	実施
2-4 優良工事の表彰	建設業課	実施	実施	実施	実施
2-5 建設キャリアアップシステムの活用の検討	公共事業運営課	検討	検討	検討	検討
2-6 総合評価方式における工事成績評価方法の見直し	公共事業運営課	検討	実施	実施	実施

## 確かな技術力を持つ建設企業

### 取組3 若手技術者が活躍する場の創出

#### 3-1 若手技術者対象工事の発注

上位等級建設企業の受注機会の確保、若手技術者の育成支援のため、若手技術者の配置を条件に、下位等級対象の入札に参加できる制度を試行します。

#### 3-2 熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり

熟練技術者が若手技術者を育成できるよう、新たに「担当技術者」を位置づけ、担当技術者の配置を促進します。また、若手技術者の登用拡大を図るため、総合評価方式における配置予定技術者の工事実績を見直します。

### 実施スケジュール

取組3 ～若手技術者が活躍する場の創出～						
取組内容	担当課	H28	H29	H30	H31	
3-1 若手技術者対象工事の発注	建設業課	検討	試行	試行	試行	
3-2 熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり	公共事業運営課	検討	検討	実施	実施	

## 地域に必要とされる建設企業

### 取組 4 建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進

#### 4-1 地域維持型業務委託の改善と拡大

地域の安全・安心を確保するため、国等の地域維持型業務についての勉強会を行うとともに、課題の整理を行い、制度を見直します。

#### 4-2 地域維持型工事発注の実施

上記の項目を検討する中で、委託だけでなく、工事の発注についても同時進行で検討します。

#### 4-3 維持修繕を担う企業体の企業間の役割の見直し

地域の建設企業が連携して維持修繕を行えるよう、災害対応空白地を含めた、災害時に地域の建設企業が果たす役割を各建設事務所と建設業界が協議して策定します。

## 実施スケジュール

取組 4 ～建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進～					
取組内容	担当課	H28	H29	H30	H31
4-1 地域維持型業務委託の改善と拡大	公共事業 運営課 建設業課	検討	検討	試行	実施
4-2 地域維持型工事発注の実施	公共事業 運営課 建設業課	検討	検討	試行	実施
4-3 維持修繕を担う企業体の企業間の役割の見直し	公共事業 運営課	検討	検討	試行	実施



## 地域に必要とされる建設企業

### 取組 5 大規模災害発生後の復旧体制の確立

#### ①災害復旧対応能力維持の取組

##### 5-1 災害対応訓練の実施

建設業界の取組として、大規模災害発生時に応急復旧作業を迅速に行い、地域住民の安全・安心を確保するため、組織的な災害対応訓練を実施します。

#### ②災害復旧対応体制維持の取組

##### 5-2 地域を支える建設企業の育成

大規模災害発生後に迅速に復旧・復興作業に対応するために、地域の核となる建設企業が入札に参加する機会を確保することにより、地域を支える建設企業が育成されるよう発注方法の見直しに取り組みます。

### 実施スケジュール

取組 5 ～大規模災害発生後の復旧体制の確立～					
取組内容	担当課	H28	H29	H30	H31
5-1 災害対応訓練の実施	公共事業運営課	実施	実施	実施	実施
5-2 地域を支える建設企業の育成	公共事業運営課 建設業課	検討	検討	実施	実施

## 未来に存続する建設企業

### 取組 6 計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善

#### ①計画的・安定的な受注のための取組

##### 6-1 地域機関ごとの事業規模の明確化

建設企業の計画的な経営が可能となるよう、地域機関ごとに複数年の主要な事業の実施計画を公表します。

##### 6-2 公共工事の発注見通しの改善

建設企業が当該年度の工事の受注計画を立てられるよう、早期に公共工事の発注見通しを公表するように見直します。

##### 6-3 受注機会均等化の取組

建設企業が安定的に適正な利潤を確保しながら工事の受注機会を確保するために、総合評価方式の一括審査方式の適用拡大や一抜け方式の適用を進めます。

#### ②建設企業の協業化を進めるための取組

##### 6-4 入札参加業者数の改善

入札参加業者数の改善を図り、建設企業の協業化につなげるため、総合評価方式適用下限価格の引き下げや、災害復旧時における指名競争入札の活用を推進します。

##### 6-5 管内下請の導入

建設企業の協業化を進めるため、管内業者が優先的に下請できるように取り組めます。

### ③月別受注量の平準化の取組

#### 6-6 ゼロ県債・債務負担行為の活用

年間を通じた労働力、資機材等の稼働量の平準化のため、債務負担行為や繰越制度の活用に継続して取り組めます。

#### 6-7 余裕期間制度の導入と活用

年間を通じた労働力、資機材等の稼働量の平準化のため、県発注公共工事において、余裕期間制度を実施します。

### 実施スケジュール

取組 6 ～計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善～					
取組内容	担当課	H28	H29	H30	H31
6-1 地域機関ごとの事業規模の明確化	公共事業 運営課	検討	検討	実施	実施
6-2 公共工事の発注見通しの改善	建設業課	検討	実施	実施	実施
6-3 受注機会均等化の取組	公共事業 運営課 建設業課	検討	実施	実施	実施
6-4 入札参加業者数の改善	公共事業 運営課 建設業課	試行	試行	試行	実施
6-5 管内下請の導入	公共事業 運営課 建設業課	検討	検討	実施	実施
6-6 ゼロ県債・債務負担行為の活用	公共事業 運営課	実施	実施	実施	実施
6-7 余裕期間制度の導入と活用	建設業課	検討	実施	実施	実施

## 未来に存続する建設企業

### 取組 7 適正な利潤が確保できる入札制度への改善

#### ①工事単位の利益率の向上の取組

##### 7-1 適正な予定価格の設定

担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格とするため、労務費や建設資材などの設計単価を早期に改訂します。また、単価の更新頻度や設計単価表掲載品目の見直しを検討します。

##### 7-2 総合評価方式における価格評価方法の見直し

建設企業が適正な利潤を確保できるよう、総合評価方式において、価格評価方法を見直します。

##### 7-3 低入札価格調査制度の改正

適正な利潤を確保できる契約となるよう、低入札価格調査制度を見直し、ダンピング受注などを防止するなど制度改正を行います。

##### 7-4 現場状況の変化に対応した適切な設計変更

適切な設計変更を実施するため、受発注者の共通の目安を示す「三重県設計変更ガイドライン」の効果を検証し、より活用しやすいものに見直したうえで、適切な運用を行います。また、「工事一時中止ガイドライン」を新たに策定し、適切な運用を行います。

##### 7-5 標準工期の見直し

工期は、休日や現場条件等を考慮し設定していますが、現状は工期の延期や休日での現場作業が多く見られるため、実態を把握したうえで、工期の設定方法を整理し、標準工期を見直します。

## ②受注者の事務負担等の軽減取組

### 7-6 ヒアリングなし型の総合評価方式の拡大

総合評価方式において、技術提案のヒアリングに対する負担の軽減を図るため、ヒアリングなし型総合評価方式の拡大に向けて取り組みます。

### 7-7 総合評価方式における提出書類の簡素化

総合評価方式において入札参加者が提出する書類作成の負担軽減を図るため、提出書類の簡素化を進めます。

### 7-8 電子化の推進

工事施工段階での効率化・工事事務の簡素化が図られるよう、受発注者間でのメールを活用した情報共有の推進、電子納品チェッカーの提供に取り組みます。

### 7-9 円滑な工程管理に向けた受発注者間等の情報共有

受注者の効率的な施工管理などのため、「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」の実施を全庁的な取組として拡大します。また、設計思想の共有化のため、「工事監理連絡会」についても、全庁的な取組として拡大します。

### ③下請企業（技能労働者）の利潤確保

#### 7-10 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用

建設業界の取組として、下請企業の適正な利潤の確保のため、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、社会保険等の加入や法定福利費等の必要経費を見込んだ下請契約に取り組みます。また、発注者としては、社会保険等未加入対策の強化を行っていきます。

#### 7-11 技能労働者の賃金等の調査の実施

技能労働者に支払われる賃金の実態を把握するため、公共事業労務費調査を参考に県独自で技能労働者の賃金調査を実施します。

#### 7-12 重層下請の改善

重層下請構造を改善するため、回数制限に取り組みます。

#### 7-13 総合評価方式適用下限価格の引き下げ（再掲）

元請企業および下請企業の適正な利潤確保のため、総合評価方式の適用下限価格を引き下げ、総合評価方式の適用範囲を拡大します。

### 実施スケジュール

取組 7 ～適正な利潤が確保できる入札制度への改善～					
取組内容	担当課	H28	H29	H30	H31
7-1 適正な予定価格の設定	技術管理課	実施	実施	実施	実施
7-2 総合評価方式における価格評価方法の見直し	公共事業運営課	検討	検討	実施	実施
7-3 低入札価格調査制度の改正	建設業課	検討	検討	実施	実施

新三重県建設産業活性化プラン・取組

取組 7 ～適正な利潤が確保できる入札制度への改善～					
取組内容	担当課	H28	H29	H30	H31
7-4 現場状況の変化に対応した適切な設計変更	技術管理課	実施	実施	実施	実施
7-5 標準工期の見直し	技術管理課	検討	実施	実施	実施
7-6 ヒアリングなし型の総合評価方式の拡大	公共事業運営課	実施	実施	実施	実施
7-7 総合評価方式における提出書類の簡素化	公共事業運営課	検討	検討	試行	試行
7-8 電子化の推進	技術管理課	実施	実施	実施	実施
7-9 円滑な工程管理に向けた受発注者間等の情報共有	技術管理課	試行	試行	試行	試行
7-10 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用	建設業課	検討	実施	実施	実施
7-11 技能労働者の賃金等の調査の実施	公共事業運営課	検討	試行	試行	実施
7-12 重層下請の改善	建設業課	検討	検討	実施	実施
7-13 総合評価方式適用下限価格の引き下げ(再掲)	公共事業運営課	検討	検討	試行	試行



## 未来に存続する建設企業

### 取組 8 入職促進の取組

#### 8-1 入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援

新規入職者確保のため、普通科高等学校等も対象に進路指導担当教員に入職斡旋を働きかけていきます。また、生徒が建設業への就業に対する理解を深めるため、地域の教育機関と建設企業が連携してインターンシップ（就業体験）の取組を支援します。さらにインターンシップの対象を障がい者、女性などへも拡大する取組を支援します。

#### 8-2 建設業の理解のためのPR

建設業についての理解を深めるため、小中学生や保護者など幅広い層の県民に対し現場見学会やPR、イベントの実施、建設業の役割や必要性についての啓発などに取り組みます。

また、建設工事への理解を促し、建設業への就業につなげるため、地域の教育機関と建設企業の連携により、生徒や教員に建設現場での作業の実態や最新の技術等を紹介する現場見学会の取組を促進します。

実施スケジュール

取 組 8 ～入職促進の取組～					
取組内容	担当課	H28	H29	H30	H31
8-1 入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援	公共事業運営課	実施	実施	実施	実施
8-2 建設業の理解のためのPR	公共事業運営課	実施	実施	実施	実施

## 未来に存続する建設企業

### 取組 9 完全週休二日制など労働環境改善の取組

#### 9-1 「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大

建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっているため、必要となる工期を確保したうえで、「土日完全週休二日制工事」の試行に取り組みます。

#### 9-2 安全な職場環境づくりの促進

安全で快適な職場環境の形成を促進するため、総合評価方式において、「労働安全衛生マネジメントシステム」の認証制度を引き続き評価します。

#### 9-3 女性就業者の職場環境の改善

建設業における女性の活躍の場を創出するため、女性就業者が働きやすい職場環境となるように、改善となる取組を支援します。

### 実施スケジュール

取組 9 ～完全週休二日制など労働環境改善の取組～					
取組内容	担当課	H28	H29	H30	H31
9-1 「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大	公共事業運営課	試行	試行	試行	試行
9-2 安全な職場環境づくりの促進	公共事業運営課	実施	実施	実施	実施
9-3 女性就業者の職場環境の改善	公共事業運営課	検討	検討	検討	検討

## 9 新三重県建設産業活性化プランの推進

県民ニーズの変化、国の政策展開や国内外経済の動向など、建設業をとりまく環境は変化しており、建設業が活性化し続けるためには、そのような状況を着実にとらえ、的確に対応していかなければなりません。

そこで、プランを推進するにあたっては、設定した目標に対する検証を行うとともに、建設業に関わる関係者間の連携を密にしながら取組を進める必要があります。

そこで、建設業界と県が毎年度、意見交換をするとともに進捗管理を行っていきます。

## (参考資料)

### 三重県建設産業活性化プラン検討会議

#### (1) 設置要領

##### (設置)

第1条 三重県の地域における建設業のあるべき姿を実現するための施策をまとめた「新三重県建設産業活性化プラン」(以下「プラン」という。)を策定するにあたり、有識者で構成する「三重県建設産業活性化プラン検討会議」(以下「会議」という。)を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 会議は、プランの策定に関する事項について、意見を述べるものとする。

##### (委員の委嘱、任期)

第3条 委員は、優れた見識を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 前項の規定に関わらず、会議が必要と判断した場合においては臨時的に第三者を委員とすることができる。

3 委員の任期は、会議解散時までとする。

4 委員は、その職務を遂行するにあたっては公正不偏の立場で検討・議論をしなければならない。

##### (委員長)

第4条 会議に委員長をおき、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を代表し、会議を総括する。

##### (会議)

第5条 会議は、必要に応じて知事が招集し開催する。

##### (庶務)

第6条 会議の庶務は、県土整備部公共事業運営課が行う。

##### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

##### 附 則

1 この要領は、平成23年6月15日から施行する。

##### 附 則

1 この要領は、平成27年6月30日から施行する。

## 三重県建設産業活性化プラン検討会議 委員名簿

所 属	委員職氏名	
国立大学法人 三重大学大学院	教授	酒井 俊典
東日本建設業保証株式会社	三重支店長	堤 洋司
三重県信用保証協会	専務理事	長野 守 真伏 利典
公益財団法人 三重県産業支援センター	常務理事	永田 慎吾
三重県中小企業団体中央会	事務局長	別所 浩己
株式会社 柳川建材店	代表取締役	柳川 貴子
三重県立津工業高等学校	学校長	村井 司
伊賀市	建設部理事兼建設部次長	中井 秀幸
三重県建設産業団体連合会 (一般社団法人 三重県建設業協会)	理事 (副会長)	山野 稔
三重県	県土整備部長	水谷 優兆

(2) 開催状況 (今回のプランに係るもの)

- 第1回 平成27年7月22日
- 第2回 平成27年10月21日
- 第3回 平成28年8月10日
- 第4回 平成28年11月14日





## 新三重県建設産業活性化プラン

技術力を持ち地域に貢献できる建設業  
～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

平成 29 年 4 月

三 重 県

(事務局：三重県県土整備部公共事業運営課)

〒514-8570

三重県津市広明町 13 番地

電話番号 059-224-2915

F A X 059-224-3290

E-mail jigyos@pref.mie.jp

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/>